

JGAPロゴマークの 使用方法について

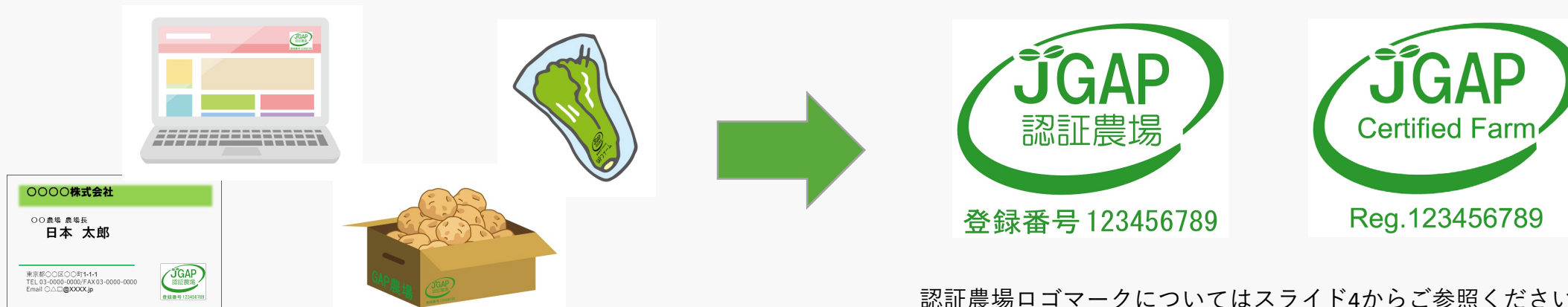
（農産物）

作成日：2021年4月1日

	JGAP認証プログラム ロゴマーク	JGAP認証農場 ロゴマーク	JGAP農産物使用 ロゴマーク
種類		 	 
ロゴマークの意味	JGAP認証プログラムを表す	JGAP認証を取得した農場であることを表す	JGAP認証農場で生産された農産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品であることを表す
使用者	・日本GAP協会 ・協会から使用許諾を得た者	JGAP認証農場・団体	JGAP農産物使用ロゴマークの使用に責任を持つ者
使用範囲	・日本GAP協会公式発行物 ・JGAP認証書 ・協会から許諾を受けたもの	・認証農場から出荷された認証農産物とその包装・梱包資材 ・名刺（農場・団体に所属する者に限る） ・販促資材（ウェブサイト/パンフレット/看板など）	・商品*の包装・梱包資材 ・商品*に関する販促資材（ウェブサイト/パンフレットなど）

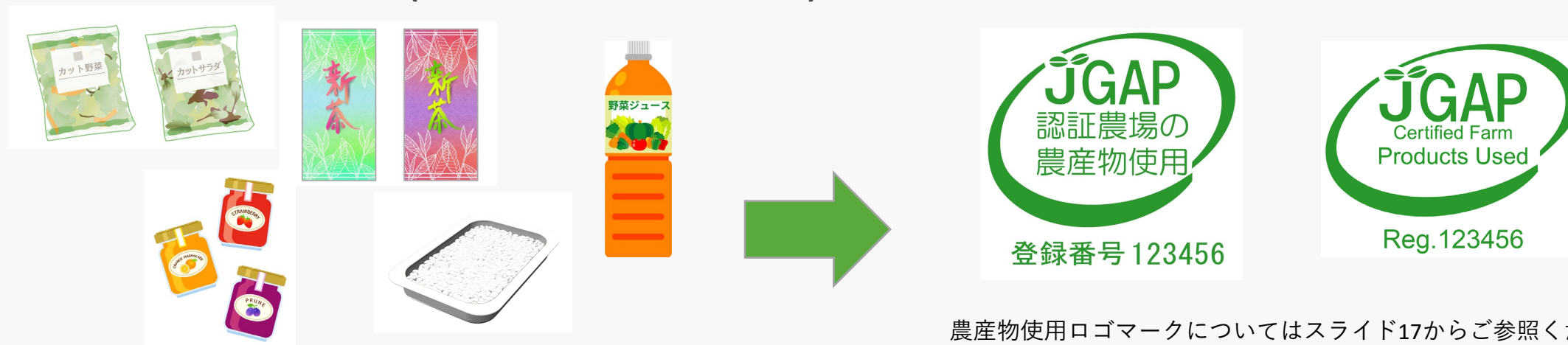
* 商品とはJGAP認証農場で生産された農産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

農場(を紹介する場合)は、認証農場ロゴマーク



認証農場ロゴマークについてはスライド4からご参照ください

商品*(を紹介する場合)は、農産物使用ロゴマーク



農産物使用ロゴマークについてはスライド17からご参照ください

* 商品とはJGAP認証農場で生産された農産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

(1) JGAP認証農場ロゴマーク



<表示方法（細則*3.3）>

* 細則 = 「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色

①変更可 — 商品の包装・梱包資材：3.3.1(1)

②変更不可(白黒印刷は可) — 販促資材：3.3.1(2)

2. 認証農場・団体の名称(通称も可) を必ず併記：3.3.2(1)

3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可：3.3.2(2)

4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可：3.3.3(1)

5. 拡大・縮小は可：3.3.3(2)

★申請時・変更時・追加使用时には
事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 注意事項 >

1. ①商品の包装・梱包資材について



全体を同じ色で変更するのは可



一部分だけ変更するのは不可



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更しない



影付けをしない

< 注意事項 >

1. ②販促資材については、色の変更不可（白黒印刷は可）



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更しない



影付けをしない



色を変更しない



色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)

< 注意事項 >

4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可

※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



デザインを編集しない



書式を変更しない



登録番号を削除しない



登録番号の位置を変えない

< 注意事項 >

3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可

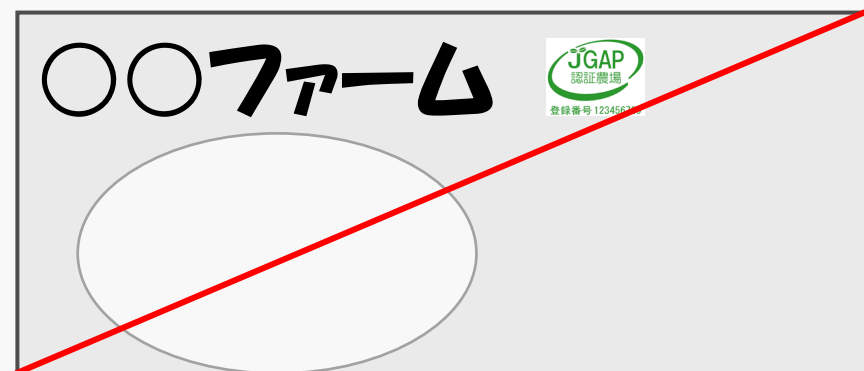


5. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①農場名・企業ロゴ・商品ブランド名より目立つほどの拡大



②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①梱包資材・包装資材

- 認証農場・団体名を必ず併記
- 登録番号の数字が判別できる大きさに表記
- 包装・梱包資材に表示する場合は、提供されたファイルデータの色を変更できる（変更した色の表示デザイン案の承認が必要）



<表示方法例>

②名刺



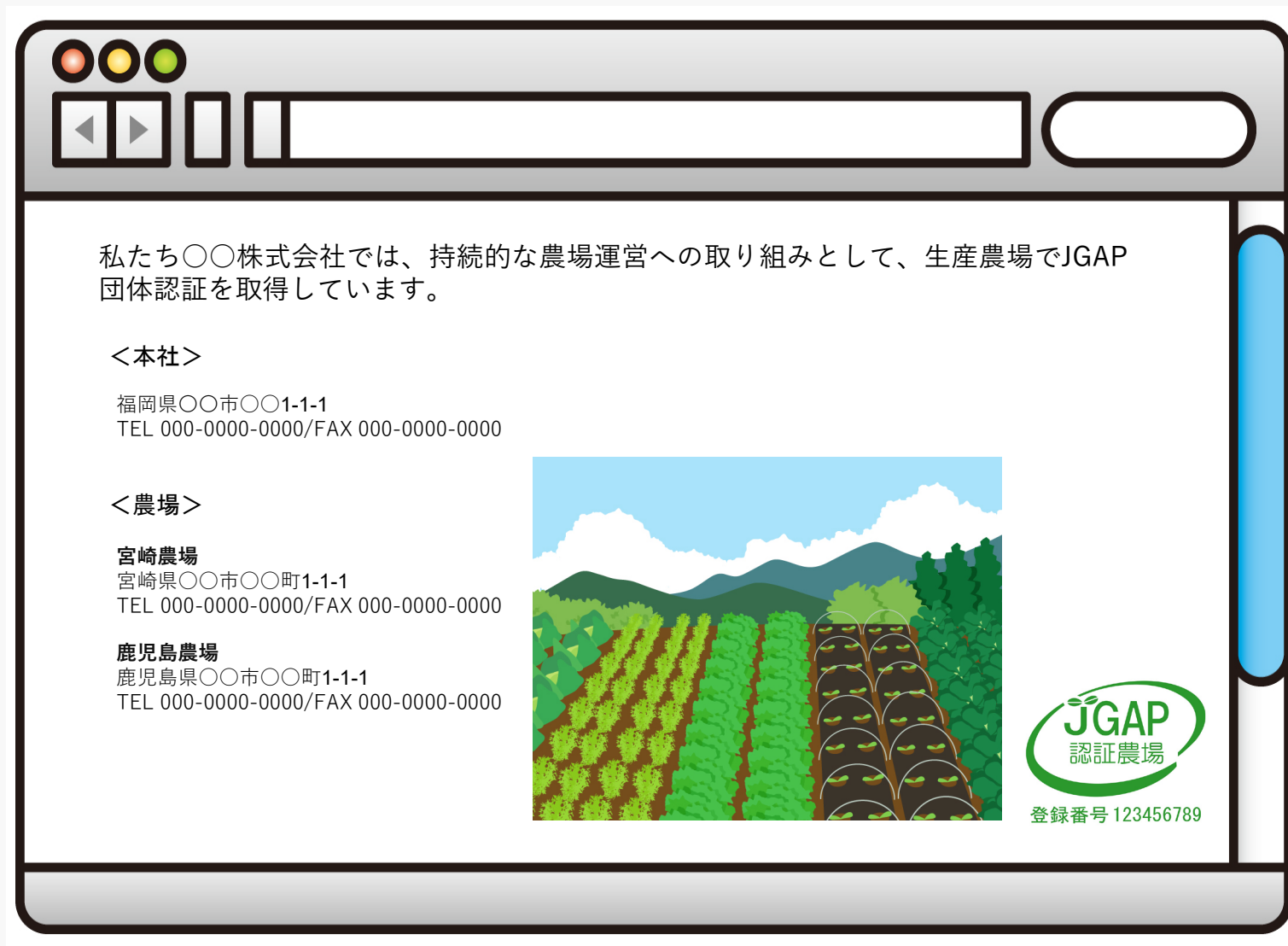
- 認証農場・団体名を必ず併記
- 登録番号の数字が判別できる大きさと表記
- 色の変更不可（白黒印刷は可能）
- 原則、農場に所属する者の名刺に表示できる（同一グループでも所属農場が異なる場合は不可）
- 経営者であって、企業内に複数の認証農場がある場合は、どれかひとつのロゴマークを代表として表示しても良い（認証範囲に誤認を与えないように注意する）

<表示方法例>

③販促資材

(ウェブサイトなど)

- 認証農場・団体名を必ず併記
- 団体認証の場合、構成農場の記載は任意
- 登録番号の数字が判別できる大きさに表記



< 申請の流れ >

①申請者：認証を取得後（認証書の発行後）、協会に申請書と添付書類を提出



②協 会：デザイン案について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



③協 会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行

申請者：請求書を受領後、期日内に振込

①申請書（様式A1）

一般財団法人 日本GAP協会 御中
様式A1: 2020.06.15

JGAP認証農場ロゴマーク 使用許諾申請書

当農場または当団体は、日本GAP協会が定める「JGAP 総合規則」ならびに「JGAPロゴマーク使用の細則」を遵守することを約束し、JGAP認証農場ロゴマークの使用許諾を申請いたします。

申請日	年	月	日		
認証農場・団体名				代表者名	
農場・団体住所	〒				
登録番号			TEL		
管理責任者名	所属先名				
管理責任者TEL	管理責任者Email				
郵送先住所	〒				
発行するJGAP認証農場ロゴマークの種類				日本語版	☐
				英語版	☐
日本語	 登録番号 123456789		英語	 Reg.123456789	

※確認事項 □にチェックを入れてください

☐ 私（申請者）は認証書の写し、ロゴマーク表示デザイン案、説明文書を添付しました。

☐ 私（申請者）はロゴマークの使用状況および表示デザインについて年1回報告することを了解しました。報告なき場合、ロゴマーク使用許諾の取消し、認証の取消しになる場合があることを了解しました。

☒ 認証書の写し、デザイン案など必要な書類がすべて揃って申請受付となりました。申請受付後、ロゴマーク発行まで5営業日ほどかかりますので、ご了承ください。

☒ 申請内容に問題ないことを確認後、ロゴマーク、請求書、使用許諾書を電子データでメール送付いたします。郵送を希望される場合は、申請時にご連絡ください。

☒ ロゴマークは、3種類のファイル形式（JPG・GIF・EPS）により提供いたします。発行手数料は10,000円（消費税別）です。

☒ すでにASIAGAPロゴマークをご使用の方の追加申請は1,000円（消費税別）となります。本申請書にASIAGAPロゴマーク使用許諾書の写しを添えてお申し込みください。使用許諾書を紛失した場合は日本GAP協会までご連絡ください。

☒ 使用許諾書の再発行手数料は、1,000円（消費税別）となります。

上記の確認事項をご了承の上、以下の送付先までお送りください。

本申請書に含まれる情報は、ロゴマークの使用に関する業務にのみ使用いたします。

《送付先》

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
 一般財団法人日本GAP協会 JGAPロゴマーク係
 TEL.03-5215-1112 FAX.03-5215-1113 Email:info@gap.jp

② 認証書(写)

[illegible]

< 申請に必要な書類 >

③ ロゴマークの表示デザイン案

- ・ ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・ JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案を記載する

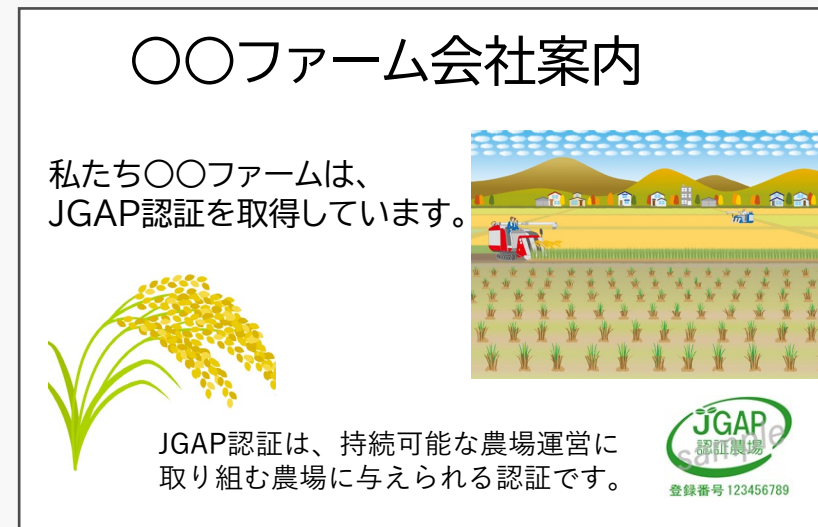
< サンプルマーク >



< デザイン案の記載例～名刺～ >

< デザイン案の記載例～包装資材～ >

< デザイン案の記載例～パンフレット～ >



< 利用状況報告 >

①協 会：毎年10月頃に使用状況報告提出依頼メールを送付

②申請者：利用状況報告書を返送

(ロゴマーク使用の場合はロゴマークを表示している商品や販促資材の画像を添付)

③協 会：必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼

申請者：対応と改善結果を報告

(2) JGAP農産物使用ロゴマーク



< 表示方法（細則*4.3・4.4） >

* 細則 = 「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色

①変更可 — 商品の包装・梱包資材：4.3.1(1)

②変更不可(白黒印刷は可) — 販促資材：4.3.1(2)

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可：4.3.2(1)

3. 拡大・縮小は可：4.3.2(2)

4. 商品原材料のうち、どれが「認証農産物」であるか記載する：4.4(3)

★申請時・変更時・追加使用時には
事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 注意事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された農産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. ①商品*の包装・梱包資材について



全体を同じ色で変更するのは可



一部分だけ変更するのは不可



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更しない



影付けをしない

< 注意事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された農産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. ②商品*に関する販促資材については、色の変更不可（白黒印刷は可）



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の
色を変更しない



影付けをしない



色を変更しない



色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)

< 注意事項 >

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可

※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



デザインを編集しない



書式を変更しない



登録番号を削除しない



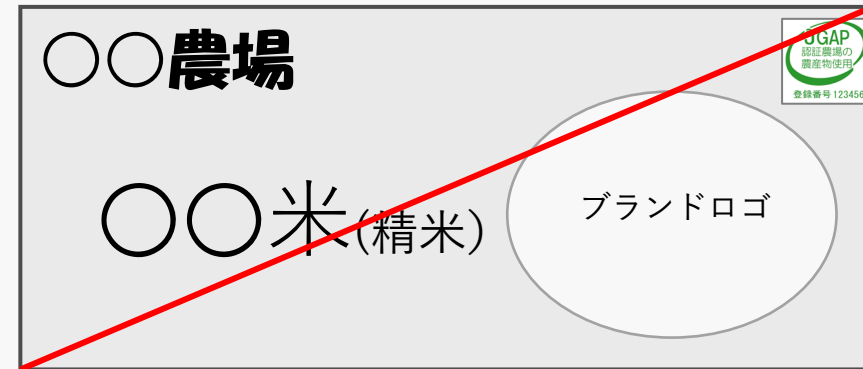
登録番号の位置を変えない

< 注意事項 >

3. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①商品名・ブランドロゴより目立つほどの拡大

②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①商品の包装・梱包資材

- 単一の原材料商品
(香辛料、商品添加物を除く)



- 単一の原材料商品
(香辛料、商品添加物を除く)



- 単一の原材料ではない商品
(香辛料、商品添加物を除く)



- 色の変更・拡大・縮小は可
- 縦横の比率・登録番号など、デザインの変更不可
- 単一の原材料でない商品は、原材料のうち、**どれが「認証農産物」**であるか記載する

<表示方法例>

②販促資材

(商品パンフレット)

- 色の変更・拡大・縮小は可
- デザインの変更不可
(縦横の比率・登録番号の位置など)
- 原材料のうち、**どれが「認証農産物」**であることを記載する
(単一の原材料の場合は除く)
- 商品の原材料のうち、認証農場産以外の原材料が含まれる場合は、**誤認を与えないように表示する**

冷凍カット野菜



〇〇食品のカット野菜に使われている野菜は、
全てJGAP認証農場でつくられています。

JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。

原材料

にんじん
.....



グリーンピース
.....



とうもろこし
.....



たまねぎ
.....



登録番号 123456

< 申請の流れ >

①申請者：協会に申請書と添付書類（チェックリスト・デザイン案など）を提出



②協 会：申請内容について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



③契約の締結（協会から契約書を送付）



④協 会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行

申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 申請書類 >

①申請書
(様式B1)

様式B1-2019.11.22

一般財団法人 日本GAP協会 御中

JGAP農畜産物使用ロゴマーク 使用許諾申請書

当組織は、日本GAP協会が定める「JGAP 総合規則」ならびに「JGAPマーク使用の細則」を遵守することを約束し、下記のとおり使用許諾を申請いたします。

申請日	年 月 日	JGAP会員(会員の方はチェックしてください)	☐
申請区分	□新規 □変更 (いずれかにチェックを入れて下さい)		
申請組織名 (会社名等)	印		
代表者 (契約者) 連絡先	部署:	役職/氏名:	
(部署長可)	住所: 〒		
TEL:	FAX:		
Email:			
管理責任者	部署:	氏名:	
連絡先	住所: 〒		
TEL:	FAX:		
(同上の場合 は記入不要)	Email:		
申請するJGAP 農畜産物使用 ロゴマーク (必ずマークに 入っていただく)	☐	 登録番号 123156	☐
	☐	 登録番号 1172464	☐
	☐	 Reg 123456	☐

●添付書類(新規申請時すべて必須)

☐ 様式B1-1 申請用廃票 ☐ 様式B1-2 申請時チェックリスト ☒ マーク表示デザイン案 ☐ 組織図

(※以下は、いずれか該当するものにチェック)

☐ 第三者認証の認証書 ☐ 様式B1-3 年内・肉類の識別管理チェックリスト
☐ 入荷リスト ☐ 識別管理システムの登録

●確認事項 □にチェックを入れてください

☐ 本(申請書)は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて年1回報告することを了解しました。
報告なき場合、ロゴマーク使用許諾の取消しとなる場合があることを了解しました。
発行手数料は、JGAPロゴマーク使用の細則をご確認ください。

☐ 申請書・デザイン案確認後、契約書をお送りします。合意が得られた後、契約書をお交わします。

☐ 契約完了からロゴマーク発行まで10日程度かかります。

☐ 該書案は、ロゴマークデータ(CD-R)、使用許諾書に同封されます。

☐ 申請内容に変更(製造工場の追加・削除等)がある場合は、申請区分の変更にてチェックを入れていただき、必要事項をご記入ください。

上記の確認事項をご了承のうえ、以下の郵送先まで申請書および添付書類をお送りください。

本申請書に含まれる機密情報は、ロゴマークに関する業務のみに使用いたします。

《郵送先》〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
一般財団法人 日本GAP協会 JGAPロゴマーク係

②申請付属書
(様式B1-1)

[illegible]

③申請時チェックリスト (様式B1-2)

様式B1-2：2019.06.21

JGAP農畜産物使用ロゴマーク 使用許諾申請書
申請時チェックリスト

	チェック項目	添付書類	
1	自己点検 管理責任者は、【総合規格】、【ロゴマーク使用の趣旨】、【使用約款書】に記載のロゴマークに関する内容を把握し、本チェックリストを活用した自己点検による使用方法を確認している 自己点検により要求を満たさない項目が確認された場合は、改善を行い全項目が満たれたことを確認した	本チェックリスト	☐
3	発行料・使用料 発行手数料(初年度)、年間使用料が発生することを了承している		
4	変更時の連絡 申請内容に変更がある場合、「様式B1-JGAP農畜産物使用マーク 使用許諾申請書」および添付書類を使用して、関係各部署とのことを告知している		
5	責任体制 ロゴマークの管理責任者(管理者等)、各分県庁・製産場所におけるロゴマーク使用の責任者を管理責任者、管理者等署とての責任体制を確立している	管理責任者、管理者等署がわかる組織図	
6	原材料の確認 表示対象の食材(食品)が、認証農場であることと識別し、確認する手順を定めている 6の入荷・出荷伝票等の記録を、一定期間(法令等で定められている場合はそれ以上の期間)保存している。 (※関係の取扱いに「電子データ管理」を含む)		
8	申請する小分け・製造場所が、トレーサビリティシステムの構築を要する第三工場ではない(ISO22000、SQFなど)を取得しており、トレーサビリティシステムに関する項目に不適合がない	証明できる書類 (認証書のコピーなど)	
9	識別管理 (どれかひとつにチェック) ⑧に該当しない場合で、表示対象となる品目(原材料)は、入荷先が特定されており、認証農場での原材料以外を取り扱っていない ⑨に該当しない牛肉または豚肉のカット作業を行う焼肉店・食肉店 認証農場以外の牛肉または豚肉の販売員があるが、自社で識別管理システムを構築して、認証農場物と非認証農場物の識別が確実にできている ⑩～⑪に該当しない使用者 表示対象の品目(原材料)が、認証農場物以外で受けるものが、自社で識別管理システムを構築して、認証農場物と非認証農場産物の識別が確実にできている	入荷先リスト(登録番号と登録名・団体名を必ず記載) 様式D1-3：牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト 識別管理システムがわかる書類	

< 申請書類 >

④組織図

- ・ ロゴマークの使用責任体制(管理責任者・管理部署)がわかるもの

⑤ロゴマークの表示デザイン案

- ・ ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ ロゴマークを表示するすべての商品・販促資材のデザイン案
- ・ ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・ JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案も事前に確認

< サンプルマーク >



⑥(必要に応じて該当するもの)

- ・ 識別管理の第三者認証の認証書 (ISO22000認証書など)
- ・ 認証農場リスト
- ・ その他、識別管理システムがわかる書類

★デザインは確定したら、印刷（使用）する前に協会に最終確認をしてください。

★新たな商品・販促物に表示 or デザインを変更する際には事前確認が必要です！

印刷後に修正が必要にならないよう、ご協力をお願いします。

<使用状況報告と継続申請の流れ>

①協 会：有効期限の約1か月前に使用状況報告提出依頼メールを送付



②申請者：1年間の使用状況報告書と添付書類（ロゴマークを表示している商品と販促資材の画像、自己点検チェックリスト、認証農場リストなど）

+

継続申請書（ロゴマークの使用を継続する場合）



③協 会：必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼
申請者：対応と改善結果を報告



④協 会：使用許諾書、使用料の請求書を発行
申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 必要書類 >

- ①使用状況に関する報告書（様式B3）
- ②自己点検チェックリスト（様式B3-1）
- ③ロゴマークを表示した商品・販促資材の画像
- ④組織図（変更がないか確認）
- ⑤認証農場リスト
（1年間に実際に使用した認証農場のリスト）
- ⑥その他、必要に応じて識別管理の証明書類